

【7】市有地を目的外(一般廃棄物最終処分場用地以外)の使用禁止の約束

開発協定書 (旧淀江町と環境プラント(株))

開 発 協 定 書

淀江町(以下「甲」と言う。)と環境プラント工業株式会社(以下「乙」と言う。)とは、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設について次の通り協定する。

(開発事業の目的等)

第1条 乙は鳥取県西伯郡淀江町大字小波地内において、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設(以下「開発事業」と言う。)を行い、もって鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする。

2、乙は、平成4年 月 日(第3条の同意のあった日)以後、すみやかに開発事業に関する工事(以下「工事」という。)に着手し、平成25年 3月31日までに工事を完了するものとする。

(協 力)

第2条 甲は、開発事業が円滑に行われるよう開発事業の実施に関する関係許認可事項等の指導、その他の協力をするものとする。

(開発事業実施計画)

第3条 乙は、この協定の締結後すみやかに開発事業実施計画(設計)を作成すると共に、これを甲及び関係地区住民に提出してその同意を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

(土地の用途)

第4条 乙は、開発事業を実施しようとする土地を第1条第1項の目的以外の用途に供してはならない。

上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、両者記名捺印の上各自その1通を保有する。

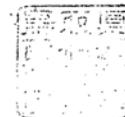
平成4年5月21日



甲 鳥取県西伯郡淀江町大字西原1,129番地1

淀 江 町

淀 江 町 長 森 本 和 夫



乙 鳥取県米子市高島130番地1

環境プラント工業株式会社

代表取締役 河 本 弘 文



立会人 鳥取県西伯郡淀江町大字西原1,129番地1

淀江町土地改良区

理 事 長 亀 山 大 吉

